

○富山県周産期保健医療協議会規則（平成 26 年 3 月 26 日 富山県規則第 18 号）

富山県周産期保健医療協議会規則を次のように定め、公布する。

富山県周産期保健医療協議会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県周産期保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員は、周産期保健医療に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

（任期等）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長）

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（顧問）

第 6 条 協議会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

（部会）

第 7 条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。

（庶務）

第 8 条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

（細則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。